

リコー三愛グループ制度保険 改定のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では2026年1月1日以降保険始期のご契約から、改定を実施いたしました。
下記のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。
末筆ではございますが、お客さまの今後益々のご繁栄を心より祈念申し上げます。

敬具

記

1. 対象のご契約

	対象契約	証券番号	保険始期
①	リコー三愛グループ損害保険 (保険種目: 傷害総合保険)	912618A162	2026年8月10日
②	団体傷害保険 (保険種目: 傷害総合保険)	912619K235	2026年8月10日
③	リコー三愛グループ医療保険 (保険種目: 団体総合保険) リコー三愛グループ医療保険 PFU (保険種目: 団体総合保険)	91260NA896	2026年9月1日
④	団体医療保険 (保険種目: 団体総合保険)	912618A163	2026年8月10日

2. 改定概要

改定項目	対象種目	改定概要
傷害保険等の保険料改定	①② ③④	2024年6月に傷害保険の参考純率 ^(※) が改定されたことを受け、傷害保険等の保険料を見直します。ご契約条件により、保険料が引上げになる場合と引下げになる場合がございます。 (※) 参考純率とは、損害保険料率算出機構が、会員である損害保険会社から収集した大量の保険データの分析に基づいて算出したものであり、会員である損保ジャパンでは、その精度の高さからこの参考純率を用いて保険料を算出しています。
通院 (みなし通院) の見直し	①②	ケガによりギプス等を装着した場合のみなし通院の規定を自賠償保険の支払基準に合わせます。
「保険金を支払わない場合」の規定明確化	①② ③④	「保険金を支払わない場合」に、指定薬物 (いわゆる危険ドラッグ) を含むことを明確化します。
「交通乗用具の範囲」の改定	② (交通傷害タイプのみ該当)	道路交通法の改正を踏まえ、「原動機付自転車」の定義や「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」の取扱い等を明確化します。また、昨今の社会動向を踏まえ「原動機を用いるキックボード」搭乗中のケガを補償対象とします。
「個人賠償責任補償特約」の補償拡大	①②	日常生活の定義を変更し、家庭菜園等の不動産管理に起因する賠償事故を補償対象とします。

以上

このご案内は主な改定の概要を説明したものです。詳細は以下のお問い合わせ先までご照会ください。

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
企業営業第一部第一課
TEL: 050-3808-6004
(平日 9:00~17:00)

取扱代理店

リコークリエイティブサービス株式会社
ライフサポートセンター
TEL: 03-3777-4273
(平日 10:00~15:00)

承認番号: SJ25-15659
承認日: 2026/03/09

LS 業務: 001748